

平成24年2月3日

納付義務者 各位

独立行政法人環境再生保全機構

宮城県の一部地域の事業者の皆様における平成23年度
汚染負荷量賦課金の申告・納付期限の決定について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に被災し、被害を受けられた事業所の皆様方に心からお見舞い申し上げます。

さて、東日本大震災に伴い、被災地域の事業者の皆様につきましては申告・納付期限の延長措置を実施したところでございますが、この度、申告・納付期限未定であった宮城県の一部地域の申告・納付の延長期限を公害健康被害の補償等に関する法律第60条の規定に基づく国税徴収の例により、以下のとおり決定いたしました。

1. 申告期限 平成24年 4月 2日 (月)
2. 納付期限 全期・第1～4期 平成24年 4月 2日 (月)

(注) 上記納付期限に関するご相談は、機構までご連絡ください。

3. 平成24年4月2日を延長期限とする地域
(平成24年2月3日付け国税庁告示第4号に掲げる地域)

「宮城県」

石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

4. 延長措置を継続する地域

「福島県」

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、
双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

(本件に対するお問い合わせ先)

独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部 業務課 吉川、篠原、田名

TEL 044-520-9552

FAX 044-520-2133